

I 経営評価に当たっての総論的事項

1 青森県公社等経営評価委員会の役割と経営評価の目的

当委員会は、経営環境の変化に対応し、公社等の目的がより効果的かつ効率的に達成されるよう、公社等の自主性・自律性を一層高め、経営の健全化を推進するため、知事から委嘱を受けた委員会である。

これまでも、平成8年度以降、外部有識者から構成される第三者機関において、公社等の経営状況、経営改革の方向性等に関して検討を行い、その検討結果を報告してきたところであるが、昨年度から、新たに当委員会が設置されたものである。

公社等の組織のあり方や業務内容等については、本来的には、独立した法人である公社等が自ら見直しを実施していくものであるが、その設立及び業務運営に深く関与してきた県所管部局において、適切に指導助言を行う必要があり、公社等の経営改革の進展を図るとともに、県としての適切な関わり方等について検討を深めていくためには、公社等の経営状況等を第三者の視点で評価・検証することが重要である。

当委員会は、こうした状況を踏まえ、財務分析指標及び経営評価指標などの分析を中心に、全公社等について経営状況等の評価・検証を実施し、必要に応じ、経営改革のための意見・提言を行うことを目的としている。

2 経営評価の方法

当委員会では、県所管課を通じて提出された「公社等経営評価シート」をもとに、全公社等について書類審査を行い、4段階の評価区分に基づく評価、改善が求められる課題等の記述により、経営評価結果をとりまとめた（詳細は「II 公社等経営評価書」参照）。

書類審査における経営評価内容及び評価区分は、以下のとおりである。

[経営評価内容]

(1) 財務状況

財務分析指標等を踏まえた財務状況の評価

(2) 経営状況

経営評価指標等を踏まえた経営状況並びに公社等及び県所管課の自己評価等の評価・検証

(3) 改善事項等又は留意事項

これまでの点検評価結果等で指摘された課題等への対応状況等の検証

[評価区分]

A：概ね良好 ：経営上の課題が特に認められない法人

B：改善の余地あり ：経営上の課題が認められ、今後の改善が望まれる法人

C：改善措置が必要 ：経営上の課題が認められ、改善への対応が求められる法人

D：緊急の改善が必要 ：法人の存続に影響を与える経営上の課題が認められ、緊急の改善が求められる法人

なお、4段階評価については、上記(1)(2)を個別に4段階評価したうえで、(3)を含め、総合的に勘案し決定している。また、A評価であっても、留意事項等について付言している。

3 経営評価の結果

全公社等の経営評価結果については、A評価は11法人、B評価は4法人、C評価は6法人、D評価は1法人となっている。詳細は、Ⅱの「公社等経営評価書」に記載している。

また、当委員会が重点的な経営評価が必要と認めた法人については、ヒアリングを実施したうえで、Ⅲの「重点評価対象公社等への意見・提言」のとおり、意見・提言をとりまとめている。

なお、公益財団法人青森県国際交流協会において、平成27年度から県職員1名が派遣されることとなり、「青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針（平成14年11月18日制定）」第2条に規定する「公社等」に該当することとなったが、本委員会において、今年度の経営評価が平成26年度決算等を評価・検証することとなること等を踏まえ、今年度の経営評価の対象としないこととした。

～参考～

◎青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針（平成14年11月18日制定）
同基本指針（第2条関係部分抜粋）

| |
|--|
| 公社等（用語の定義） |
| 県が出資又は出捐等を行う法人（地方独立行政法人を除く。）で、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人並びに県が25%以上出資等している一般社団法人、一般財団法人及び株式会社をいう。 |

◎青森県行財政改革大綱（平成25年12月策定）に掲げる「出資法人等の経営改革」の方針
青森県行財政改革大綱（公社等関係部分抜粋）

| |
|---|
| 出資法人等の経営改革 |
| 公社等について、法人の自律的な運営の確立に努めるとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その設立目的や役割を点検し、県の関与のあり方の見直しや経営改革を進めます。 |

青森県行財政改革実施計画（公社等関係部分抜粋）

| |
|--|
| 出資法人等の経営改革 |
| (1) 公社等の経営改革 |
| 公社等の経営の健全化を推進するため、公社等が自主的・自律的に経営課題に対処し、経営の合理化や経営基盤の強化、組織体制の見直しなど一層の経営改革が実施されるよう、公社等に新たな中期経営計画の策定を求めるなど所管部局等の取組を強化する。 |
| (2) 公社等の県の関与の見直し |
| 公社等の自律的な法人運営の確立を促進する観点から、設立目的や県との役割分担等を点検し、県職員派遣や出資等県の関与の見直しを行う。 |
| (3) 公社等の経営評価制度の実施 |
| 公社等の自主性・自律性を一層高め、経営の健全化を推進するとともに、所管部局による適切な指導助言を行うため、現行の公社等点検評価制度を見直しの上、引き続き第三者機関による経営評価制度を実施する。 |